

令和8年度水質検査計画



愛知中部水道企業団

水質検査計画とは
水質検査の適正化を確保するために、水質検査地点、検査項目及び検査頻度等を定めたものです。

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 原水の水質状況
5. 検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査の精度管理
10. 水質検査結果の評価
11. 水質検査計画及び検査結果の公表
12. 関係機関との連携
13. 別図、別表

1 はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは水質検査の適正化を確保するために水質検査項目、検査地点及び検査頻度等を定めたものです。

そこで、愛知中部水道企業団では原水、浄水及び給水栓水の状況を踏まえ、水道水の安全を確保するために令和8年度水質検査計画を作成しました。

この水質検査計画は、水質の状況やお客様からのご意見・ご要望を受けて年度ごとに見直しを実施するとともに、今まで行ってきました検査結果の公表と併せて水道水が安全で良質であることを、更にご理解いただけるよう公表するものです。

2 基本方針

(1) 検査地点

各配水系統を代表する地点の蛇口（給水栓水）、浄水場の出口（浄水）、自己水源である深井戸（原水）で検査を実施します。

(2) 検査項目

水道法で義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目（令和8年4月1日から水質基準項目に追加されるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を含みます。）の検査を実施します。また、水道水質管理上留意すべき項目として設けられた水質管理目標設定項目のほか耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウム等の検査も実施します。

(3) 検査頻度

水道法及び過年度の水質検査結果に基づき、的確な頻度で検査を実施します。

3 水道事業の概要

(1) 給水区域及び状況（令和7年3月31日現在）

給水区域	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
給水人口	328,226 人
普及率	99.8%
給水世帯数	143,031 戸
1日最大配水量	102,143 m ³
1日平均配水量	95,497 m ³

(2) 水源の種別

原水は自己水源である深井戸と、愛知県水道用水供給事業（県営水道）からの浄水受水があります。

ア 自己水源

水源名	所在地	令和6年度 平均取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	構造・形状
福谷水源	みよし市福谷町 善ヶ山 45-1	407	深井戸 口径 300mm 深度 250m
東名水源	みよし市根浦町 7丁目 1-17	546	深井戸 口径 300mm 深度 148m

イ 浄水受水

受水施設名	所在地	令和6年度 平均受水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	県営水道浄水場名
三ヶ峯配水場	長久手市岩作 三ヶ峯 2-1012	42,174	尾張東部浄水場
東郷配水場	東郷町大字諸輪 字北木戸西 48-675	27,613	
三好ヶ丘配水場	みよし市黒笹い ずみ 3丁目 26-8	11,273	
大脇受水場	豊明市栄町 元屋敷 60	8,077	上野浄水場
鉛ヶ松受水場	豊田市大池町 鉛ヶ松 3	5,091	豊田浄水場

(3) 浄水場の名称と浄水方法

ア 自己水源

浄水場名	水源名	浄水方法	浄水能力 (m ³ /日)	令和6年度 平均浄水量 (m ³ /日)
福谷水源	福谷水源 東名水源	前塩素処理 除鉄除マンガン	1,800	835

イ 浄水受水（県営水道施設）

浄水場名	水系名	浄水方法	施設能力 (m ³ /日)
尾張東部浄水場	木曾川（愛知用水）	凝集沈澱・急速ろ過	220,300
上野浄水場	木曾川（愛知用水）	凝集沈澱・急速ろ過	164,100
豊田浄水場	矢作川	凝集沈澱・急速ろ過	231,000

企業団の総配水量のうち、約99%が浄水受水分、約1%が自己水源分です。

4 原水の水質状況

各浄水場における原水の状況と水質管理上着目すべき項目は、以下のとおりです。

ア 自己水源

浄水場名	原水の状況	水質管理上着目すべき項目
福谷水源	鉄、マンガンの含有、トリクロ ロエチレンによる汚染	鉄、マンガン、色度、濁度、 トリクロロエチレン

浄水場では、原水の状況を把握し、適正な浄水処理を徹底して行います。

イ 浄水受水（県営水道施設）

県営水道から受水する浄水水質状況については、水質基準項目の基準を満たしており良好であります。水質事故や異臭味障害が発生した場合の対策として、各県営浄水場に粉末活性炭注入設備を整備しています。

5 検査地点

(1) 給水栓水

水道法に基づく1日1回行う毎日検査と水質基準項目等の検査は、11配水系統毎に1地点以上として以下の12地点で行います。(別図-1)

配水系統名	検査地点	地点数
三ヶ峯配水場系統	長久手市市が洞地内 東郷町白鳥地内	2
横道配水場系統	長久手市段の上地内	1
御岳山高区配水場系統	日進市梅森町地内	1
御岳山低区配水場系統	日進市岩崎町地内	1

配水系統名	検査地点	地点数
笠寺山配水場系統	日進市赤池地内	1
東郷配水場系統	豊明市栄町地内	1
尼ヶ根配水場系統	東郷町春木台地内	1
二村山配水場系統	豊明市栄町地内	1
三好ヶ丘配水場系統	みよし市みなよし台地内	1
東山配水場系統	みよし市福田町地内	1
福谷・高嶺配水場系統	みよし市三好町地内	1

(2) 浄水

自己水源 1 浄水場の出口で検査を実施します。(別図-1)

(3) 原水

自己水源 2 箇所で行う検査を実施します。(別図-1)

県営水道から浄水を受水する 5 箇所については、愛知県企業庁が行う水質検査結果により確認します。

6 水質検査項目及び検査頻度

(1) 給水栓水

- ・水道法に基づき、残留塩素、色及び濁りについては 1 日 1 回実施します。(別表-1)
- ・水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度及び濁度については月 1 回実施します。(別表-1)
- ・水道法に基づき、消毒副生成物 11 項目(項目番号 22~32)、シアン化物イオン及び塩化シアンについては、年 4 回実施します。(別表-1)
- ・その他の水質基準項目は、水道法では過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下の場合には 3 年に 1 回、1/5 以下の場合には年 1 回まで検査頻度を省略できるようになっていますが、項目により年 2 回又は年 4 回、カビ臭物質項目であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、年 6 回実施して安全であることを確認します。(別表-1) なお、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については年 4 回実施します。
- ・水質管理目標設定項目については、項目により月 1 回、年 4 回又は年 1 回実施します。(別表-2) なお、農薬類 115 項目については、検査を散布量の比較的多い 7 月から 9 月に 1 回実施します。(別表-4)

(2) 原水及び浄水

原水は、水質基準項目(消毒副生成物 11 項目と味を除く)、水質管理目標設定項目及び水質管理のため大腸菌群の検査を項目により月 1 回、年 4 回、年 2 回又は年 1 回、耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウム等の検査を年 1 回、「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」及び「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に基づき、汚染のおそれを判断するための指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を月 1 回実施します。

浄水は、水質基準項目のうちペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は年4回、それ以外の水質基準項目は月1回実施します。水質管理目標設定項目は項目により月1回、又は年1回実施します。（別表-2、別表-3）

水質管理目標設定項目の中にある農薬類115項目については、検査を散布量の比較的多い7月から9月に1回実施します。（別表-4）

なお、取水停止中である水源については検査を実施しません。

7 臨時の水質検査

以下の場合に臨時の水質検査を実施します。

検査項目は、状況に応じて選定します。ただし、検査が省略できない9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度）については、状況に関わらず検査を行います。また、採水地点は、水源、浄水場、給水栓の中から水質異常の内容とその範囲を把握できる場所で行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき（金属類、トリクロロエチレン、臭気など）
- (2) 水源に異常があったとき（金属類、臭気など）
- (3) 給水区域内で水系伝染病が流行しているとき（一般細菌、大腸菌など）
- (4) 浄水処理工程に異常があったとき（金属類、色度、濁度、残留塩素など）
- (5) 送・配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき（一般細菌、大腸菌、色度、濁度、残留塩素など）
- (6) その他特に必要があると認められる場合

8 水質検査の方法

水質検査は、基本的に自己検査を原則として企業団内水質試験室で実施します。ただし、毎日検査については、水道施設維持管理業務委託業者へ委託します。また、水質基準項目の非イオン界面活性剤、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）、水質管理目標設定項目の農薬類115項目、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、その他項目のクリプトスポリジウム等の検査は、外部検査機関へ委託します。

委託する項目については、試料の採取を企業団職員、または同行する委託機関が実施し、運搬以降は委託機関が実施します。

9 水質検査の精度管理

検査項目は、多種多様にわたり、その検査レベルも極微量の測定が求められています。

企業団では、これらの項目を検査するための検査機器を整備するとともに、国や県が実施する外部精度管理に参加すること及び企業団内で実施している内部精度管理により測定結果の精度を確認し、信頼性の確保に努めていきます。

また、日常的な検査で得られる結果が妥当であるかを確認するため、国のガイドラインに基づき妥当性評価を実施しました。今後は、水質基準及び水質検査方法の見直し等に対

応して適宜実施します。

外部検査機関へ委託する項目については、検査結果の根拠となる資料（写真、検量線、クロマトグラム等）を確認するとともに、年1回以上委託検査機関に立ち入り検査を行い、実施状況を確認します。



かび臭物質の測定に使用するガスクロマトグラフィー質量分析装置



金属類の測定に使用する誘導結合プラズマ質量分析装置

10 水質検査結果の評価

水質検査の結果については、結果判明時に水質基準に照らして適合判定を行います。また、各検査地点、各検査項目に対する過去の状況と比較・検証し、異常があれば再検査を行ったうえで原因究明を行い、必要な対策を講じることとします。

11 水質検査計画及び検査結果の公表

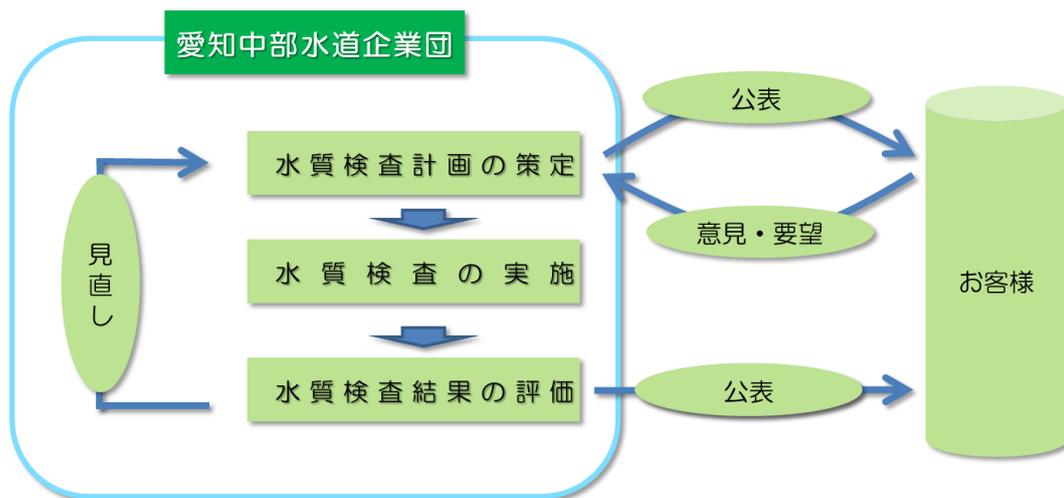
(1) 水質検査計画

毎年度策定し、事前にホームページ等に公表してお客様のご意見・ご要望を募集し、これを参考にして見直しを検討します。

策定した水質検査計画は、ホームページに公表するとともに企業団事務所で閲覧することができます。

(2) 検査結果

水質検査結果は、ホームページ上で速やかに公表します。過去の水質検査結果は、年報としてホームページに公表するとともに、企業団事務所でも閲覧できます。



12 関係機関との連携

- (1) 企業団の総配水量のうち約 99%が県営水道から受水した水となっています。水質基準に適合した安全な水道水を供給するために、企業団が受水している県営浄水場の水質状況を把握することが重要であると考え、県営水道と連携を図り、情報収集に努めていきます。
- (2) 水質汚染事故等が発生した場合は、「水質汚染事故に係る危機管理実施要領」に従い、迅速な対応を実施するとともに、国土交通省を通じて環境省、また愛知県建設局上下水道課などの関係機関に連絡します。

13 別図、別表

- 別図－1 愛知中部水道企業団配水系統図（水質検査計画）
- 別表－1 給水栓水における水質検査項目及び検査頻度
- 別表－2 水質管理目標設定項目の検査頻度
- 別表－3 原水及び浄水における水質検査項目及び検査頻度
- 別表－4 農薬類の検査項目

この水質検査計画について、ご意見・ご要望がありましたら配水課水質検査グループまでお寄せください。

〒470-0153 愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212

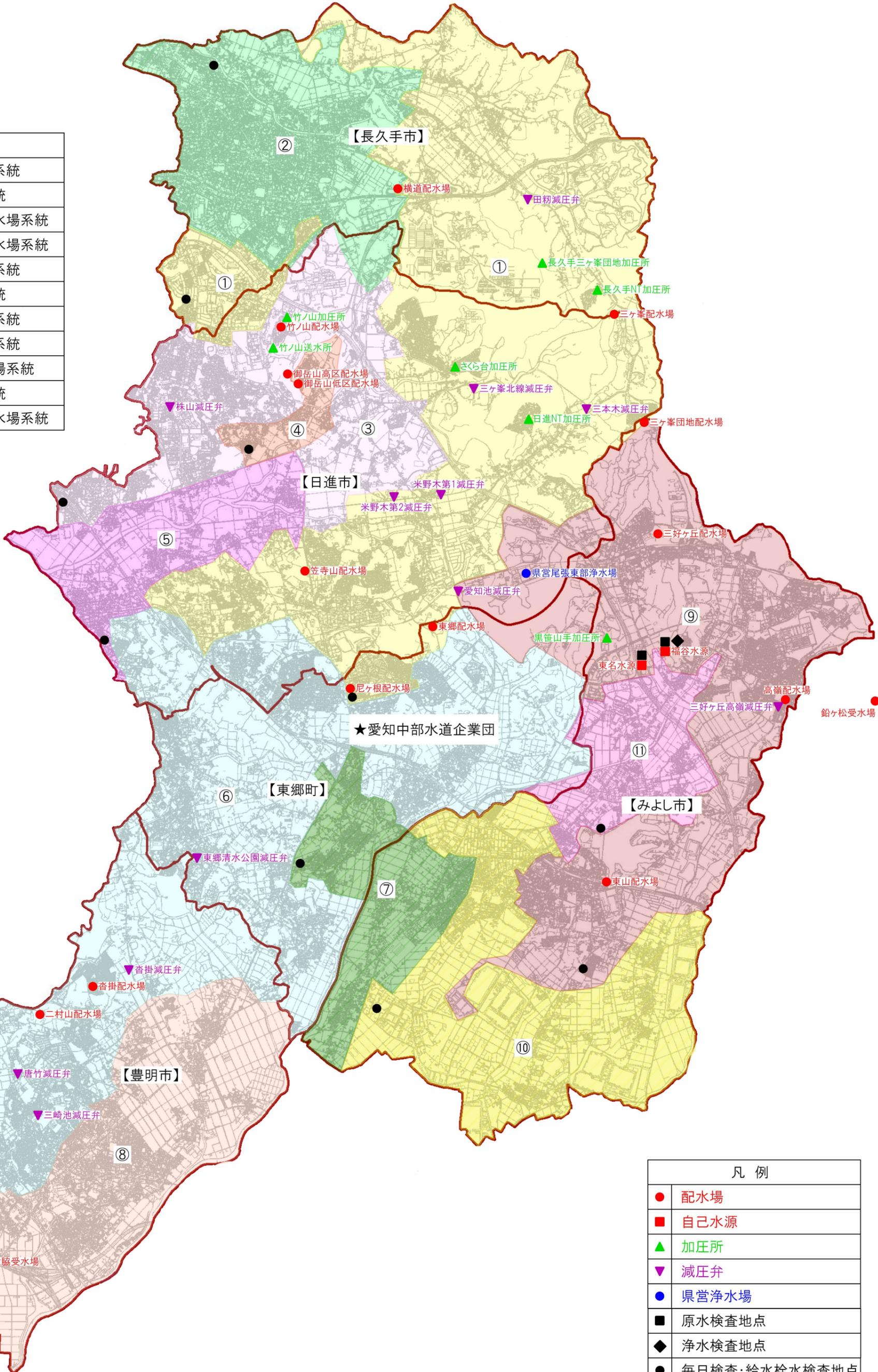
TEL 0561-38-2779（ダイヤルイン） FAX 0561-38-3134

E-mail haisuika01@suidou-aichichubu.or.jp

愛知中部水道企業団配水系統図

水質検査計画
令和8年3月現在

凡 例	
①	三ヶ峯配水場系統
②	横道配水場系統
③	御岳山高区配水場系統
④	御岳山低区配水場系統
⑤	笠寺山配水場系統
⑥	東郷配水場系統
⑦	尼ヶ根配水場系統
⑧	二村山配水場系統
⑨	三好ヶ丘配水場系統
⑩	東山配水場系統
⑪	福谷・高嶺配水場系統



凡 例	
●	配水場
■	自己水源
▲	加圧所
▼	減圧弁
●	県営浄水場
■	原水検査地点
◆	浄水検査地点
●	毎日検査・給水栓水検査地点

別表－1 給水栓水における水質検査項目及び検査頻度

水道法に基づく水質検査(1日1回行う水質検査)

項目	1日1回行う検査項目	評価	給水栓水 検査計画頻度 (回/年)
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	残留塩素	0.1mg/L以上	365

水道法に基づく水質検査(水質基準項目)

項目	水質基準項目	基準値	単位	過去3年間最高値	水道法に 基づく 検査頻度	検査省略 頻度*1	給水栓水 検査計画頻度 (回/年)	設定理由等		
1	一般細菌	100	個/mL	0	月1回	月1回*2	12	水道法に基づき実施		
2	大腸菌	不検出		不検出	月1回	月1回*2	12	水道法に基づき実施		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	0.0003未満	年4回	3年1回*3	4	安全確認等のため省略せず実施		
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	0.00005未満			2	安全確認等のため年2回実施		
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満			4	安全確認等のため省略せず実施		
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満			4			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	0.001未満			4			
8	六価クロム化合物	0.02	mg/L	0.002未満			4			
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L	0.004未満			4			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	0.001未満			年4回	年4回*2	4	水道法に基づき実施
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	0.33			年4回	3年1回*3	4	安全確認等のため省略せず実施
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	0.12	年1回*4	4				
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	0.03	4					
14	四塩化炭素	0.002	mg/L	0.0002未満	4					
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	0.005未満	4					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	0.001未満	4					
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L	0.001未満	4					
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	0.001未満	4					
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	0.001未満	4					
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	mg/L	0.000005未満	4					
21	ベンゼン	0.01	mg/L	0.000005未満	年4回	年4回*2	4	水道法に基づき実施		
22	塩素酸	0.6	mg/L	0.13			4			
23	クロロ酢酸	0.02	mg/L	0.002未満			4			
24	クロロホルム	0.06	mg/L	0.033			4			
25	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L	0.011			4			
26	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L	0.002			4			
27	臭素酸	0.01	mg/L	0.001未満			4			
28	総トリハロメタン	0.1	mg/L	0.039			4			
29	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L	0.018			4			
30	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L	0.006			4			
31	ブロモホルム	0.09	mg/L	0.001未満			4			
32	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	0.008未満			4			
33	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	0.01未満	年4回	3年1回*3	4	安全確認等のため省略せず実施		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	0.04		年1回*4	4			
35	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	0.02		4				
36	銅及びその化合物	1.0	mg/L	0.01未満		3年1回*3	4			
37	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	9		4				
38	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	0.001未満	4					
39	塩化物イオン	200	mg/L	9	月1回	月1回*2	12	水道法に基づき実施		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	26	年4回	3年1回*3	4	安全確認等のため省略せず実施		
41	蒸発残留物	500	mg/L	94		年1回*4	4			
42	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	0.02未満		3年1回*3	2		安全確認等のため年2回実施	
43	ジェオスミン(別名)	0.00001	mg/L	0.000003	発生時期 に月1回	発生時期に 月1回	6	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査を実施(臭気物質)*5		
44	2-メチルイソボルネオール(別名)	0.00001	mg/L	0.000001未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L	0.002未満	年4回	3年1回*3	2	安全確認のため年2回実施		
46	フェノール類	0.005	mg/L	0.0005未満			2			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L	0.8	月1回	月1回*2	12	水道法に基づき実施		
48	pH値	5.8-8.6		7.5			12			
49	味	異常でない		異常なし			12			
50	臭気	異常でない		異常なし			12			
51	色度	5	度	0.5未満			12			
52	濁度	2	度	0.1未満			12			

備考 *1は、過去3年間における検査結果から省略可能となる頻度。
 *2は、水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 *3は、過去3年間における検査結果が基準値の1/10以下、*4は、1/5以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に省略可能となる頻度。
 *5の臭気物質は、自己水源原水では発生するおそれはないが、県営水道の原水では過去に発生した事例があることから検査計画頻度を設定した。7月から9月は月1回検査を実施する。なお、発生した場合は、月1回以上検査を実施。

別表-2 水質管理目標設定項目の検査頻度

項目	検査項目	目標値 (P:暫定)	単位	検査計画頻度(回/年)			設定理由等
				原水	浄水	給水栓水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	mg/L	4	12	4	水質管理のため実施
2	ウラン及びその化合物	0.002(P)	mg/L	4	12	4	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	mg/L	4	12	4	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	4	12	4	
8	トルエン	0.4	mg/L	4	12	4	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	mg/L	1*2	1	1*2	
10	亜塩素酸	0.6	mg/L	使用していないため、検査は実施しない。			
12	二酸化塩素	0.6	mg/L	使用していないため、検査は実施しない。			
13	ジクロロアセトニトリル	0.01(P)	mg/L	—	1	1	
14	抱水クロラール	0.02(P)	mg/L	—	1	1	
15	農薬類(別表-4)	1		1*2	1	1*2	
16	残留塩素	1	mg/L	—	12	12	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*1	10~100	mg/L	4	12	4	
18	マンガン及びその化合物*1	0.01	mg/L	12	12	4	
19	遊離炭酸	20	mg/L	1	1	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	mg/L	4	12	4	
21	メチルセブチルエーテル	0.02	mg/L	4	12	4	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	mg/L	—	—	—	
23	臭気強度(TON)	3		1	1	1	
24	蒸発残留物*1	30~200	mg/L	4	12	4	
25	濁度*1	1	度	12	12	12	
26	pH値*1	7.5程度		12	12	12	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0		1	1	1	
28	従属栄養細菌	2000(P)	個/mL	12	12	12	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L	4	12	4	
30	アルミニウム及びその化合物*1	0.1	mg/L	4	12	4	

備考 *1は、水質基準項目と重複する項目です。

*2は、原水、給水栓水ともに代表する地点で検査を実施します。

—は、検査を行いません。

別表-3 原水及び浄水における水質検査項目及び検査頻度

項目	水質基準項目	基準値	単位	検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				原水	浄水	
1	一般細菌	100	個/mL	12	12	水質管理のため実施
2	大腸菌	不検出		12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	4	12	
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	4	12	
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	4	12	
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	4	12	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	4	12	
8	六価クロム化合物	0.02	mg/L	4	12	
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L	4	12	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	4	12	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	4	12	
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	4	12	
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	4	12	
14	四塩化炭素	0.002	mg/L	4	12	
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	4	12	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	4	12	
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L	4	12	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	4	12	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	12	12	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	mg/L	4	4	
21	ベンゼン	0.01	mg/L	4	12	
22	塩素酸	0.6	mg/L	—	12	
23	クロロ酢酸	0.02	mg/L	—	12	
24	クロロホルム	0.06	mg/L	—	12	
25	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L	—	12	
26	ジブromokロロメタン	0.1	mg/L	—	12	
27	臭素酸	0.01	mg/L	—	12	
28	総トリハロメタン	0.1	mg/L	—	12	
29	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L	—	12	
30	ブromोजクロロメタン	0.03	mg/L	—	12	
31	ブromホルム	0.09	mg/L	—	12	
32	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	—	12	
33	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	4	12	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	4	12	
35	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	12	12	
36	銅及びその化合物	1	mg/L	4	12	
37	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	4	12	
38	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	12	12	
39	塩化物イオン	200	mg/L	12	12	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	4	12	
41	蒸発残留物	500	mg/L	4	12	
42	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	2	12	
43	ジェオスミン(別名)	0.0001	mg/L	2	12	
44	2-メチルイソボルネオール(別名)	0.0001	mg/L	2	12	
45	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L	2	12	
46	フェノール類	0.005	mg/L	2	12	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L	12	12	
48	pH値	5.8-8.6		12	12	
49	味	異常でない		—	12	
50	臭気	異常でない		12	12	
51	色度	5	度	12	12	
52	濁度	2	度	12	12	

備考 一は、検査を行いません。

その他項目

項目	検査計画頻度(回/年)		設定理由等
	原水	浄水	
大腸菌群	12		水質管理のため実施
大腸菌	12		
嫌気性芽胞菌	12		クリプトスポリジウム対策
クリプトスポリジウム及びジアルジア	1		

別表-4 農薬類の検査項目

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05*1
2	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.08*2
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005
32	キャブタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005(二硫化炭素として)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01(メチルイソチオシアネートとして)
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08

60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	バラコート	除草剤	0.01
70	ピベロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート(ピラズレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
78	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05
81	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006
82	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03
89	プレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロピザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03
95	プロモブチド	殺虫剤・殺菌剤	0.1
96	ベノミル	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1
98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ペンタゾン	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン(バスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフレセート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05
108	メソミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2
110	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセツト	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

* 1 令和8年4月1日付けで「0.06」とする改正案あり。

* 2 令和8年4月1日付けで「0.05」とする改正案あり。